

福岡工業大学 学術機関リポジトリ

極東国際軍事裁判・清瀬一郎弁護人冒頭陳述の再現
—山崎豊子『二つの祖国』における引用をめぐって—

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2021-10-05 キーワード (Ja): キーワード (En): The International Military Tribunal for the Far East, Kiyose Ichiro, Yamasaki Toyoko, The Two Homelands, Comparative Studies 作成者: 徳永, 光展 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/11478/00001691

極東国際軍事裁判・清瀬一郎弁護人冒頭陳述の再現 ——山崎豊子『二つの祖国』における引用をめぐる——

徳 永 光 展 (教養力育成センター)

Reproduction of the Opening Statement of KIYOSE Ichiro, the Defense Counsel at the International Military Tribunal for the Far East —Concerning the Quotes on YAMASAKI Toyoko's *The Two Homelands*—

TOKUNAGA Mitsuhiro (Center for Liberal Arts)

Abstract

In *The Two Homelands* by Yamasaki Toyoko, there is detailed description of the International Military Tribunal for the Far East. This study attempts to examine how the opening statement by a defense attorney, Kiyose Ichiro, on February 24, 1947, was reproduced in the work. The full text of the opening statement is available in Kiyose Ichiro's *Hiroku, Tokyo Saiban* (The Secret Records of the Tokyo Trials). In this research, comparing Kiyose's original statement and the text reproduced in *The Two Homelands* revealed that much of statement was quoted extensively.

Key words: *The International Military Tribunal for the Far East*, *Kiyose Ichiro*, *Yamasaki Toyoko*, *The Two Homelands*, *Comparative Studies*.

1. 問題の所在

『二つの祖国』の後半には、極東国際軍事裁判(東京裁判)の様子が詳細に描かれているが、本稿では、清瀬一郎弁護人が1947(昭和22)年2月24日に行った冒頭陳述に関する記述がどのような形で作品中に描かれているかを調査する。清瀬は『秘録・東京裁判』にその全文を付録として掲載した。このことについて、清瀬は同書中で以下のように述べている。

私が多数被告を代表してなした冒頭陳述は、一方、連合国の言論機関からは非常なる批判を受けた。他方、わが国内では激烈なる賛成の声が上がった。このことは本書本文にも述べた。

しかるにその正文が世間に出ておらぬから、これを見たいとの希望が多いので、ここにその全文を本書の付録とすることにした。頭書の見出しと、文中の傍点ならびに「注」は今回記入したものである。なお、文中の漢字、仮名づかいは現在使われておるものに改め、またルビをも付した。

著者記

(244頁)

ところで、山崎は、『二つの祖国』の巻末に掲げた主要

参考文献一覧の中に『秘録・東京裁判』を含めている。よって、同書を参照しながら、冒頭陳述を要約しつつ引用したことがうかがえる。

そこで、本稿では、まず『秘録・東京裁判』から、冒頭陳述を頭書の見出し(太字)と本文中に付された傍点も含めて引用し、続いて対応するとみられる『二つの祖国』の該当箇所を掲げて、その差異に関して比較分析を施すことにした。清瀬弁護人が第一声を発した箇所以降、冒頭陳述が終了するまでに至る『二つの祖国』の記述については全文を掲げ、冒頭陳述からの改変や省略がどこにあるのかを突き止めようとする。そのため、冒頭陳述にはない箇所(陳述の間に挟まれた地の文)は[]で示すものである。

なお、今回問題にする部分は、雑誌「週刊新潮」初出では、連載第119回目(1982〔昭和57〕年11月4日号、第27巻第44号通巻第1380号)の箇所である。

清瀬一郎は、1884(明治17)年7月5日、兵庫県飾磨郡夢前町(現在の姫路市)生まれ。兵庫県立姫路中学校、山口高等学校を経て、1908年に京都帝国大学法科大学独法科を首席卒業。1910年、弁護士を開業。1920年、立憲国民党公認で総選挙に立候補し、初当選。衆議院議員当選合計14回。1921年、法学博士。1938年、法政大学教授。1946年、公職追放。追放期間中に極東国際軍事裁判で弁護士として日本側弁護団副団長と東條英機の主任弁護人を務める。1952年、追放解除により政界に復帰。1955年、第3次鳩山

内閣に文部大臣として入閣。1960年、衆議院議長。1964年、勲一等旭日桐花大綬章を受章。1967（昭和42）年6月27日、82歳で没。従二位に叙せられた。

2. 冒頭陳述と『二つの祖国』における引用

2.1 冒頭陳述に至る記述

2.1.1 冒頭陳述

なし

2.1.2 『二つの祖国』

昭和二十二年二月二十四日、空は晴れ渡っていたが、寒気が肌を刺すように激しかった。

市谷の極東国際軍事裁判でも、早朝から傍聴券を手にして地獄坂を登る人たちの吐く息が白かった。

開廷以来九ヶ月にわたる検察側の苛烈な論告に対して、被告弁護団は何を以て答えようとするのか。それは敗北した日本が自らの論理を展開する唯一の機会であったから、傍聴席は久しぶりに超満員となり、法廷全体に緊張感が漲っているのが、ブースの中の賢治にも、ひしひしと感じ取られた。

開廷五分前、天井の照明灯がひととき明るく廷内を照らし出し、弁護団席には日米の弁護人がずらりと並んだ。

定刻、裁判長以下が着席すると、弁護団の中から清瀬一郎博士がたち上って、発言台にたった。相変らず、古びた紺の背広に軍隊靴、半白の頭髪と顎鬚の村夫子然とした風貌であったが、さすがに今日は、弁護団を代表する冒頭陳述とあって、いつもより身構えた様子であった。

「ドクター・キヨセ」

ウェップ裁判長は、弁護団側の冒頭陳述を許可した。清瀬弁護人は、第一声を発した。（78-79頁）

2.1.3 比較分析

法廷の緊張した様子と清瀬一郎の風貌が作品中には描かれている。

2.2 呼びかけ

2.2.1 「冒頭陳述」

裁判長閣下並びに裁判官各位

呼びかけ

起訴状記載の公訴事実並びにこれを支持するために提出せられたる諸証拠に対し、被告より防禦方法を提出するの時期に到達いたしました。裁判所におかれては、過去数ヶ月の間、周到なる注意をもって検察側の主張を聴取せられました。裁判所は、その懐抱せられる所の衡平と正義に合する訴訟手続きという概念の限界内において、被告をして、この訴訟の歴史的な重要性にふさわしい態度をもって、その主張を陳弁することを得せしめられることは非常にありがたく存じます。

いうまでもなく、被告は今後の訴訟行為を、御判断を受くべき争点に限局して、能う限り迅速に事件を進行せしめ

ようと考えております。ただ、われわれがなさねばならぬ事柄は重大でかつ新奇なる意義を含むものであります。また、万一われわれが思わず自ら定めた標準を超え、また裁判所御裁定の法則にはずる場合があろうとも御寛恕あらんことをあらかじめ要請しておきます。

共通事項を五部に整理す

昨年の五月六日、当裁判所の法廷において大川以外の各被告人はすべて起訴事実に対し、いっせいに「無罪」とお答えをいたしております。被告らは右すべての公訴事実を否定するための反証をあげるでありましょう。（245頁）

2.2.2 『二つの祖国』

「裁判長閣下ならびに裁判官各位

起訴状記載の公訴事実並びにこれを支持するために提出された諸証拠に対し、被告より防禦方法を提出する時期に到達しました。裁判所におかれては、過去数ヶ月間、周到なる注意をもって検察側の主張を聴取せられました。裁判所はその懐抱せられる衡平と正義に合する訴訟手続きという概念の限界内において、被告をして、この訴訟の歴史的な重要性にふさわしい態度をもって、その主張を陳弁することを得せしめられることは、非常に有難く存じます。昨年の五月六日、大川被告以外の全被告が無罪を主張した線に沿い、われわれはすべての公訴事実を否定するための反証を挙げていくつもりであります」（79頁）

2.2.3 比較分析

「いうまでもなく」で始まる形式段落が省略されている。この部分は「迅速に」ことを運ぶつもりであるとの趣旨が述べられたものであり、なかったとしても全体の趣旨に影響を与えるものではない。

2.3 全6部からなる立証

2.3.1 「冒頭陳述」

起訴に係る事実は五十五の訴因に分かれております。もっともその多くは、同一の基礎の事実を他の角度から見て別個の訴因として表現したものであります。これらの訴因中のあるものは被告の全部に関係し、他のものは一部に関係しております。この場合、被告の一人一人が個々別々に右等多数の訴因につき反証を提出いたしますときは、非常なる重複と混乱を生じますがために、被告等及び弁護人等は共通事項についてはできる限り共通に証拠をあげることに協定いたしました。この協定の結果、共通事項として次の段階に区分して、証拠が提出せられるでありましょう。

第一部は一般問題

第二部は満州及び満州国に関する事項

第三部は中華民国に関する事項

第四部はソビエト連邦に関する事項

第五部は太平洋戦争に関する事項

であります。

これらの各事項に関する証拠提出を終わりました後に、

各被告人はその立場によって個人的に関係ある事実を立証するのであります。被告中ある者の間にはその利益、見解及び行動において相反するものもありますから、相反する証拠を提出することもありうるのであります。かくて各被告の立場によって前示第一部ないし第五部に現われたる事実並びに証拠につき除外例を求め、また個人固有の立場として、追加の証拠を提出することもあります。この段階を便宜上第六部「個人ケースまたは集団弁護」と称することができます。(245-246頁)

2.3.2 『二つの祖国』

荘重な切出しではじまり、各被告に共通する事項は極力、同一立証で行ない、各被告個人に関するものは追加立証の形にするため、立証を第一部『一般問題』、第二部『満州及び満州国に関する事項』、第三部『中華民国に関する事項』、第四部『ソビエト連邦に関する事項』、第五部『太平洋戦争に関する事項』、第六部『各被告個人に関する事項』に分けて行なう旨を述べた後、各部の説明に及んで行った。(79頁)

2.3.3 比較分析

原文は会話文であるが、作品中では地の文に書き換えられた上で、全6部で立証を行う旨が述べられる。原文では第六部を付け足す必然性に言及があるが、作品中では第五部に続いて第六部が項目のみ他と同様に箇条書きされている。

2.4 日本の軍事措置

2.4.1 「冒頭陳述」

一般問題

以下しばらく第一部門において取り扱われるべき事実のうち、おもなものを表示してこれが立証方針を説明いたします。無論ここに陳述いたしますことは、この部門で取り扱うことが、これで尽きるという意味ではございませぬ。第二部門以下で陳述することについても同様であります。

一九二八年以来の軍事措置は犯罪に非ず

検察官は日本国政府が、一九二八年すなわち昭和三年より、一九四五年すなわち昭和二十年の間に、日本政府の採用した軍事措置が、国際公法から見てそれ自体犯罪行為であるとしておられます。検察官は日本の政策が犯罪であると論ずるのみならず、もし国家が侵略的戦争または条約違反の戦争を起こした場合に、たまたまその局に当たり、戦争遂行の決定に参加した個人は犯罪者としての責任を免れぬというのであります。言い換えますれば、本件においては被告を含む日本国家が検察官の指摘する十七か年の全期間にわたって国際法的な犯罪を続行しておったということが、検察側の根本の主張なのであります。

機関を構えた個人に責任なし

被告はまずこれを極力否定するものであります。また弁護人のほうでは、主権ある国家が、主権の作用としてなした行為に関して、ある者が当時国家の機関たりしとのゆえ

をもって個人的に責任を負うというのがごときは、国際法の原理としては、一九二八年においては無論のこと、その後においても成立していなかったことを上申するものであります。

この前例とてもなき本件において日本国が一九二八年以来とりきたった防衛措置、陸海軍の準備的措置が侵略の性質を帯びたりや否やということが重大な問題であります。

準備措置は他国のそれを眼中におきて作成せらる

各国の準備的措置は、必ずや常に他の国の行動を眼中におきまして作成せられるものであることは、特にここに申し上げる必要もなきほどに原則的な事柄であります。この重要事を念頭におかずして、準備的措置に不正の目的があったか否かを判定することはできませぬ。一国が常備軍を倍加したということだけを聞きますと、その国は侵略者なるがごとく攻撃せられるかも知れませぬが、その後に至り、その隣邦が常備軍を三倍にいたしておったという事実が明白になりますれば、前者の行為は道理もあり、もっともなことであると考えられます。このことはありうべきことでもあり、また歴史上、現に発生したことでもあります。

本件においては日本陸海軍の防衛行動が裁かれるのでありまして、外国、わけても本件に原告となっておる一部の国家のそれは審判の対象でないことは、弁護人はよく理解しております。しかしながら、日本のとりたる施策及び措置の性質を決定する必要の限度においては、他国の同一行動を簡単に証明することは許されるであろうと予期いたしております。(246-248頁)

2.4.2 『二つの祖国』

「まず一般問題であります。検察官は一九二八年（昭和三年）以後、日本政府の採用した軍事措置が国際公法からみて犯罪行為であるとし、国家が侵略戦争を起した時、その局に当たり、戦争遂行の決定に参加した個人は犯罪者としても責任を免れないとしておられます、しかし、国家の行為に関して、国家の最高機関にあったが故に個人が責任を負うとするような国際法の原理は、一九二八年においてはむろんのこと、その後においても成立していなかったことを申し上げます。

また日本が一九二八年以来とって来た防衛措置、陸海軍の準備的措置が侵略的であると弾劾しておられますが、各国の準備的措置は必ずや、常に他の国の行動を眼中において作成される相対的なものであることを、特に申し上げます。(79-80頁)

2.4.3 比較分析

検察官は1928年以来の軍事行為と防衛措置を犯罪としているが、そうではないという旨、作品中ではまとめられる。原文の主だった箇所がつながり合っていることが分かる。

2.5 日本人が抱いた3点の希望

2.5.1 「冒頭陳述」

日本人のいだきし三希望

さらに起訴にかかる期間中の日本の対内、対外政策の本質を正当に理解していただくために、必要な三つの重大事項について本冒頭陳述において略述せねばなりません。この三点というのは、独立主権の確保、人種の差別の廃止、並びに外交の原理、この三つであります。それは単にこの間の特定の内閣（それはずいぶん多数でありましたが）が立てた方針でもなく、また特定の党派の主張でもありません。それは一八五三年（注・嘉永六年）日本が外国と交際して以来、全国民に普遍的にいだかれていた国民的、永続的かつ確固たる熱望であります。言論、教育、信教の自由と同じ重要性を有しておるものであります。

第一、独立主権の確保

この国民的特徴の第一は、日本国民はこの国家を完全なる独立国家として保持して行きたいという熾烈なる念願であります。ベルリ提督と徳川將軍との間に結ばれましたかの安政条約は、一方においては治外法権を認めて国家主権を傷害し、他方においては関税自主権を侵犯いたしました。それゆえにこれは深刻なる国民の苦悩でありました。

明治時代を通じて、日本の有力指導者の念願は、この国の地位を向上発展せしめて完全なる独立自主の国家たらしむるにあったのであります。この理想は前大戦の後にウィルソン大統領によって唱導せられました主義とも相合するものでありますから、その正当性については容易に当法廷の御承認を受け得ると思っております。

弁護人のほうでは、この考えが国民の間の普通の念願であり、待望であったことを証明しようと期しております。

第二、人種差別廃止

その二は人種差別廃止の主張であります。いったい差別待遇はこれをなすものよりも受けるものの方に非常に強く響くものであります。差別待遇の廃止をなしとぐるためには、こちらのほうで修養教養の水準を高めねばなりません。日本朝野はこの事の必要性につき盲目であったものではありませぬ。道徳や慣習に改むべきものがあつたならば、快くこれを改める必要を認め、かつその改革を実行いたしております。ただ世界の文化は唯一でなく、民族と人種の数に応じて多数であります。各民族はおのおのその歴史と伝統を持ってあります。したがって、ここに文化は発生し、かつ進化するのであります。

東亜には東亜固有の文化がありますから、これを保持し、醇化し東洋人全体の地位をいずれの点においても世界の他の人種、国民と平等な水準にまで向上確保して、もって人類の進歩発展に貢献したいというのが日本人の念願でありました。人種平等の理想はただ日本人だけを欧米人と同一の地位に達せしめましても、その目的は達しませぬ。差別の完全撤廃のためには事の性質上、東亜全域の同胞の地位を高揚しなければなりません。

ある少数の著者は、この理想の実現に誇張の言を用いた場合もあります。しかし、かかることは例外でありまして、日本人は東亜諸民族と共に欧米人と対等の地位に進まなければならぬということは、国民の間における普遍的の念願でありました。このこともまた日本人が人種の優越感をいだきたりとの意味の、検察側主張の誤りなることを明らかにするために立証することを期しておるのであります。われわれは中国革命の父孫逸仙博士、インドその他の地方の先覚者に対しても、これに対して共鳴の思想を表示された事実をもあわせて明らかにするでありましょう。

もし右に関する真意が正しく了解せらるれば、他の人民や他の国家との間に反目は必ず消失したはずでありました。

第三、外交の要義

第三の事柄は日本で「外交の要義」と名づけておったものであります。明治時代このかた、わが官民の間に外国との関係において普遍的に存在した理想は東洋の平和を維持し、これによって世界の康寧に寄与するというのであります。これは公文書や御詔勅では日本国交の要義と書かれております。この意味は日本の外交を指導する根本的理念ということであります。一八九四年から五年への清国との戦争、一九〇四年、五年の日露戦争も、それがために戦われたのであります。

このことは、おのおの開戦の詔勅にも明記せられております。当年の東亜の情勢から見ますれば、日本は欧米の文明をさきに導入して、完全なる近代国家としての資格を備えた唯一の国家でありました。中国は地大物博の国ではありますが、当時は各国の勢力範囲に分割せらるる危険に瀕しておりました。南方諸地域はすでに西洋各国の支配下に立つに至っております。

かかる状況の下において日本人は心からわが国がいわゆる安定勢力たるの使命をもつものと考えたのであります。これは被告等のみによって考えられたものではありません。それより二世も前からの日本国民の基礎的主張であります。この原則は世界の大国によって承認せられておるものと了解しております。なんとすれば日英同盟はこれを承認して結ばれ、また更新されたものであることが立証されます。この使命遂行のために戦われた日露戦争には、米国の朝野をあげて好意を寄せられたことは、今日に至るもわれわれ日本人の忘れざるところであります。右の東亜安定の主張は決して侵略的のものではありません。

一方においては東亜における政治的、経済的の混乱を防止し、他方においてはアジア種族の共通的発達を助け、これによって窮極的には世界人類の進歩発展に寄与するのであります。以上の観念に照らすことによつてのみ、日本と隣邦との関係が理解し得らるるのであります。

(248-250頁)

2.5.2 『二つの祖国』

日本の対内、対外政策の本質は、独立主権の確保、人種的差別の廃止、並びに外交の原理の三点であります、その一は、日本国民は、この国家を完全なる独立国家として保持して行きたいという熾烈なる念願であります、その二は、日本は、常に自らの及ばざるところを認め、東洋諸民族とともに欧米人と対等の地位に向上することを念願としてきたのであります、その三は外交の要義で、東洋の平和を維持し、以て世界の康寧に寄与することでありました。

(80頁)

2.5.3 比較分析

原文では3つの希望につき項目を掲げた上で細かく論じられているが、作品中では項目と要点のみが掲げられる。傍点が付されている箇所が重要項目だが、その箇所は作品中でもそのまま採用されている。

2.6 八紘一宇

2.6.1 「冒頭陳述」

八紘一宇

前記の誤解は、多分に日独伊三国同盟の前文並びにその締結のときに渙発せられました詔書の中に「八紘一宇」の文句を使っておるその解釈に基づくものと考えます。わが国の公文書においては好んで荘重な古典的の辞句が引用されるのが慣例であります。これは文章に重みをつける効力がありますが、それがためわが国人自体においても十分了解せられざる場合も生ずるのであります。いわんや言語を異にし、理念を同じくせざる外国の人々にはなおさらのことであります。

三国同盟締結の際、渙発せられた詔書はさらに「八紘一宇」の文字を分解——パラフレイズ——しまして「大義を八紘に宣揚し、坤輿を一字たらしむるは実に皇祖皇宗の大訓にして、朕が夙夜拳拳措かざる所なり」と仰せられております。ここに「大義」というのは普遍的の真理という意味であります。宣揚すというものは世界に明らかにし表現するということでもあります。「坤輿を一字たらしむ」というのは、全世界人類が一家族中の兄弟姉妹と同一の心持ちをもって、交際するという意味でございます。前に述べました通り、わが国の文化は欧米諸国のそれとは源流を異にしますから、その表現の方法は必然的に違っており、また奇異にさえ感ぜられるものでありましょう。

一九四一年、ハル長官と野村大使との間の交渉の基礎となった日米了解案には、「八紘一宇」は世界同胞主義ユニバーサル・ブラザーフッドという翻訳がされております。三国同盟条約の前文も、この正しき意味において解釈すべきであります。この条約締結の際、独伊において如何なる考えをもっておったにしても、わが国の当事者において独伊と共同して世界を征服するなどという考えはなかったのであります。さらに具体的に証明せられるのでありましょう。

(251-252頁)

2.6.2 『二つの祖国』

検察側主張において、三国同盟条約締結時の詔書中に『八紘一宇』の字句があるを以て、共同謀議と解釈するのは甚しい誤解であります、八紘一宇は日本古来の思想であり、全世界人類が一家族の兄弟姉妹と同一の心持をもって和するという意味であります、一九四一年、ハル国務長官と野村大使との間の交渉の基礎となった日米了解案では、『八紘一宇』は、世界同胞主義、ユニバーサル・ブラザーフッドと翻訳されております、三国同盟条約締結の際、独伊において如何なる考えがもたれたとしても、わが国の当事者において、独伊と共同して世界を征服するなどという考えはなかったのであります」

語気を強めて云うと、居並ぶ被告たちの多くは首を領かせ、あるいはメモを取り、いつもはひっそりと影絵のように静かな被告席が、今日は生氣を取り戻したようであった。

(80頁)

2.6.3 比較分析

八紘一宇の解釈を巡る箇所。「共同謀議」ではなく、「世界同胞主義」と考えるべきで、世界征服の野心はなかったという点のみが原文から作品中に採られている。

2.7 特殊權益

2.7.1 「冒頭陳述」

特殊權益

満州国における特殊事態を証するため、日本が当年満州において持っておった權益なるもの並びにその正当性もまた証明さるべきであります。日本はなにゆえに満州に特殊の權益を取得したか。なにゆえに日本人は満州に出ていったか。日本は土地が狭く人口は多かった。海外移民が可能であった時にはそれで一部解決せられたのでありますが、一九〇八年のころ、いわゆる紳士協定で事実上アメリカへの移民を中止いたしました。(中略)

アメリカとの関係においては、一九一七年十一月二日には、ランシング国務長官と石井全権との間に一の協定ができました。その協定の一部においては「合衆国政府並びに日本政府は領土の接近せる国家の間には特殊の關係を生ずることあることを承認する。したがって合衆国政府は日本が支那において特殊の利益を有することを承認す。日本国の所領に接近する地方において特にしかり」という文字が載っております。この約束はその後取り消されましたけれども、それまでの間にわが国及びわが国民は満州において多くのことをなしておったのであります。これら既設の事項は石井・ランシング協定の取り消しによって除かれぬことになってしまいました。(270-271頁)

2.7.2 『二つの祖国』

清瀬弁護人は、次いで満州段階について、満州事変に至る経緯を述べた後、

「日本が当時、満州に持っていた權益なるもの、並びにその正当性もまた証明さるべきであります、日本はなにゆえ

に満州に特殊の権益を取得したか、なにゆえに日本人は満州に出て行ったか、日本は土地が狭く、人口が多かった、海外移住が可能であった時にはそれで一部解決せられたのでありましたが、一九〇八年頃、いわゆる紳士協約で、事実上アメリカへの移民が中止となりました、その後、アメリカとの関係においては一九一七年十一月二日に、ランシング国防長官と石井全権との間に一つの協定ができました、この協定に『合衆国政府並びに日本政府は、領土の接近せる国家の間には特殊の関係を生ずることあるを承認する、したがって合衆国政府は、日本が支那において特殊の権益を有することを承認す』という文字が載っております、この約束はその後、取り消されましたが、それまでの間にわが国は満州において多くのことをなしており、これら既設の事項は、石井・ランシング協定の取消しによって除かれるという状態ではありませんでした」

満州における日本の権益の実態について、具体的に言及した。(81頁)

2.7.3 比較分析

途中の形式段落が省略されているが、作品中では1つの形式段落としてまとめられている。

2.8 経済侵略なし

2.8.1 「冒頭陳述」

経済侵略なし

検察官は、被告は経済侵略について責を負うべきものとしております。弁護団は中国において何ら経済侵略はなかったことを証明するであります。さらにまたいずれにするも経済的の侵略はそれ自体犯罪ではありませぬと主張いたします。(277頁)

2.8.2 『二つの祖国』

続いて中華民国段階について、盧溝橋事件の勃発及び事變の拡大の責任は、中国側の挑発行為の激しさにも責任があると、

「検察官は、被告が経済侵略について責を負うべきものとしておりますが、弁護団は中国において何ら経済侵略はなかったことを証明したいと思います、また、仮にあったとしても経済侵略それ自体は犯罪ではありませぬ、(81頁)

2.8.3 比較分析

「証明するであります」が「証明したいと思います」と微変換されているが、文章の内容は作品中にそのまま継承されている。

2.9 残虐事件

2.9.1 「冒頭陳述」

残虐事件

日本の一部の軍隊によって中国において行なわれたという残虐事件は遺憾なことでありました。これらはしかしながら不当に誇張せられ、ある程度捏造までもされてお

す。

その実情につきできる限り真相を証明いたします。日本政府並びに統帥責任者はその発生を防止することを政策とし、発生を知りたる場合には、行為者にこれに相当するの処罰を加うことに力めております。(中略)

われわれは被告のだれもがかかる行為を命じたり、授權したり、許可したり、並びにそういうことのないこと、この点に関する法律上の義務を故意に、または無謀に無視したくないことを証するために、あらゆる手段を尽くすであります。(278頁)

2.9.2 『二つの祖国』

なお日本の一部の軍隊によって行なわれたという残虐事件は遺憾なことでありました、しかしながらこれらは不当に誇張せられており、その実情について、出来る限り真相を証明します、日本政府並びに統帥責任者はその発生を防止することに努め、発生を知り得た場合は、処罰を加うことに努めておりました、したがって被告の誰もが、かかる行為を命じたり、許可したり、また無謀に無視したりしなかったことを証明するために、あらゆる手段を尽くすであります」

さながら自らの汚名をそそぐように断固たる語調で述べた。(81-82頁)

2.9.3 比較分析

途中に省略があるものの、残虐事件の真相究明に尽くす旨が述べられている点は同様である。

2.10 ソ連との事件

2.10.1 「冒頭陳述」

ことに張鼓峰事件、ノモンハン事件はおのおの協定済みの事件であります。またその後一九四一年四月、日本とソビエトとの間に中立条約を締結したことによっても疑問の余地はありませぬ。(279頁)

ことに一九四五年八月、この時はソ連がわが国との中立条約を持っておりましたが、これを無視して、早くも虎頭南方より越境して来て引き続き満州国に侵入して来ました。さらに驚くべきはこの決意はすでに一九四五年二月十一日にヤルタでなされております。これは明らかに当時のお日ソの間に効力のありました中立条約の違反であります。(280頁)

2.10.2 『二つの祖国』

さらにソ連段階では、張鼓峰、ノモンハン事件は、いずれも『協定済』の事件であり、日本にソ連侵略の意図はなかった、逆にソ連は日ソ中立条約を結んでいながら一九四五年二月に、ソ連のクリミヤ半島のヤルタで米英両国と対日参戦を約定し、八月、無通告に突如として満州に侵攻した、これこそ明らかな中立条約違反、侵略ではないかと訴えた。(82頁)

2.10.3 比較分析

原文を作品では地の文に置き換え、項目のみを並べて一

文にまとめている。

2.11 太平洋戦争の原因

2.11.1 「冒頭陳述」

太平洋戦争の原因（自衛）

われわれは今太平洋戦争の原因自身を証明する段階に到達いたしました。これは慎重かつ重要な研鑽を必要といたします。われわれはこれが真に日本の生存のためにやむにやまれぬ事情の下に、自衛権を行使するに至ったことを証明するであります。（283頁）

2.11.2 『二つの祖国』

陳述が進むにつれ、小柄な清瀬弁護人の一語一語が、熱気を帯び、遂に第五部の太平洋戦争突入前の状況を説明するあたりになると、右手をあげ、発言台を叩き、弁護人として全身全霊を傾けている気迫が漲った。

「遂に太平洋戦争の原因を証明する段階に到達しました、われわれは日本が真にその生存のために、やむにやまれぬ事情の下に、自衛権を行使するに至ったことを証明するであります。（82頁）

2.11.3 比較分析

「これは慎重かつ重要な研鑽を必要といたします」という言葉が作品中では省略されるが、その他の記述は同じである。先立つ地の文では、清瀬弁護人が熱気を帯びた旨、述べられている。

2.12 日本への圧迫

2.12.1 「冒頭陳述」

一九三九年天津事変に端を発しまして、日英交渉をなした結果、イギリスは前に言及したように同年七月二十二日に、わが国との間に共同声明を発して、大規模の戦闘行為進行中なる中国における現実の事態を承認する旨を声明したのであります。ワシントン政府がこの声明をどう了解したのかわがほうにおいては不明であるが、しかしながら一九三九年七月二十六日に、突如一九一一年以来、両国通商の根本であった日米通商航海条約廃棄を通告したのであります。これより両国間の誤解はだんだん増大していったのであります。爾来、アメリカはわが国に対し種々なる圧迫と威嚇を加えて来たのであります。

（一）経済圧迫

その第一は経済的な圧迫でありました。

その第二はわが国が死活の争いをしておる相手方蔣介石政権への援助であります。

その第三はアメリカ、イギリス及び蘭印が中国と提携してわが国の周辺に包圍的体形をとることであります。以上三つの方法は一九四〇年以來逐次用いられ、ますます強度を加えて来ました。第一のわが国に対する経済圧迫の標本をあげて見ますと、

(1) アメリカは一九三九年十二月にはモーラル・エンバゴを拡大しまして、飛行機、その装備品、飛行機組み立

て機械並びにガソリン精製の機械を禁止品目に追加して来ました。

(2) アメリカ政府は一九四〇年七月中にはわが国に対し屑鉄の輸出禁止を行ないました。屑鉄は当時わが国のおつた製鉄法から見て極度に必要なるものであります。その禁止はわが国の基本産業に重大打撃を与えました。

(3) 同年八月にはアメリカは航空用ガソリンの輸出を制限しました。日本は全体として年に五百万トンの石油の供給を受けなければなりません。これは国民生活上及び国防上の必要の最小限であります。しかるにわが国産の石油は非常に大きく見積もって年三十万トンを出ぬのであります。この間の不足は海外よりの輸入により補うのほかはありません。そこでわが国は東亜における唯一の石油の供給国でありました欄印に対し小林商工大臣を派遣し、のちまた芳沢大使を派遣し、蘭印との交渉を続けようといいたしましたが、ついに商談は不調に陥ってこれらの努力は水泡に帰したのであります。それは欄印が米英と通じての態度であると了解せられております。

(4) これと同様の妨害は仏領印度支那及びタイの当局よりも実施せられました。すなわちわが国の正常なる必需品、米の輸入及びゴムの輸入は妨害されたのであります。

(283-285頁)

2.12.2 『二つの祖国』

一九三九年七月二十六日、ワシントン政府は突如、一九一一年以来、両国通商の根本であった日米通商航海条約廃棄を通告したのであります。爾来、アメリカはわが国に対し、種々なる圧迫と威嚇を加えて来たのであります。その第一は経済的圧迫、その第二はわが国が死活の争いをしていいる相手方、蔣介石政権への援助であります、第三はアメリカ、イギリス及び蘭印が、中国と提携してわが国の周辺に包圍的態勢をとることであります。以上三つの方法は、一九四〇年以來、逐次、強度を加えて来ました。

わが国に対する経済的圧迫の標本を挙げますと、アメリカは一九四〇年七月中に、屑鉄の輸出禁止を行ないました。屑鉄はわが国の製鉄法にとって不可欠のものであり、その禁止はわが国の基本産業に重大打撃を与えたのです。

また同年八月、アメリカは航空用ガソリンの輸出を制限しました、日本は年に五百万トンの石油の供給を必要としていました、これは国民生活上及び国防上の必要最少限であります、わが国産の石油生産量は三十万トンを出ぬのであります、そこでわが国は東亜における唯一の石油供給国であった欄印と交渉しましたが、不調に終わりました。これは欄印が、米英と通じての態度であると解せられております、同様に、わが国の必需品である米、ゴムの輸入につきましても、仏領印度支那及びタイ当局の妨害に遭遇し、ここに日本の周囲を囲む見えざる鉄環が出現したのであります、

(82-83頁)

2.12.3 比較分析

日本への外圧について3点にまとめて述べた箇所。その

第1点目が経済圧迫でその例がさらに3点に分けて論じられる。原文では経済圧迫の例が箇条書きされているが、作品中ではまとめて述べられている。

2.13 資産凍結

2.13.1 「冒頭陳述」

裁判所の許可を得て申し上げたいことがあります。元来わが国は国内生産のみにては全国民を養うことはまったく不能であります。したがって貿易によって国民生活必需品を輸入するのほかに、内地在住者の生命を維持する的手段はないのであります。米、英、蘭の資産凍結によってわが貿易の半ば以上は失われ、過去八十年間の営々たる労苦は一空に帰してしまいました。これが、正当にまた違法に米、英、蘭によって実行せられました資産凍結の結果であります。日本国民の不可侵の生存権はここに奪われたのであります。ちょうどその時アメリカは七月二十四日の野村大使に対する通告通りに、八月一日に石油輸出禁止を発令いたしました。日本の海軍は現在貯蔵の油を消費した後は移動性を喪失いたします。支那事変は事実上解決不能となります。わが国防は去勢せられたこととなります。ここに自衛権の問題は冷ややかな現実問題としての全国民の眼前に姿を現わして来たのであります。しかもそれは即座の解決を要することでありませぬ。

一言にして言えば、自衛権成立の基礎的事実はこの時期に十分に完備したのであります。しかしながら日本はこの時においても、直ちにこの自衛権を行使しませんでした。それとは反対に、忍ぶべからざるを忍んで、なんとか戦争の原因となりうるものを取り除こうと努力したのであります。この間の努力は有力にしてかつ信憑力強き証拠をもって証明せられます。(286-287頁)

2.13.2 『二つの祖国』

元来、わが国は国内生産のみにて全国民を養うことは不可能であり、貿易によって国民生活必需品を輸入するよりほかに、国民の生命を維持する手段はないのであります、にもかかわらず、米、英、蘭の資産凍結によって、わが貿易の半ば以上は失われ、過去八十年間の営々たる労苦は一空に帰してしまい、日本国民の不可侵の生存権はここに奪われたのであります」

陳述が ABCD (A・アメリカ B・ブリテン C・チャイナ D・ダッチ) 包围網、経済圧迫のくだりに入ると、傍聴席から「然り!」「同感!」という声がり、MP に連れ出されていく中年の男の姿が、賢治たちのいるブースからも見えた。清瀬弁護人の冒頭陳述の英語訳を朗読しているのは、筆頭通訳の田島で、清瀬博士と一体となった熱弁を振るい、額から玉のような汗を滴らせていた。

清瀬弁護人は、発言台の横の水差しの水をコップについて、渴いた咽喉を潤し、さらに続けた。

「しかしながら、日本はこの時においても、直ちに自衛権を行使しませんでした、忍ぶべからざるを忍んで、なんと

か戦争の原因となり得るものを取り除こうと努力したのであります、この間の努力は有力にして、かつ信憑力強き証拠をもって証明せられます。(83頁)

2.13.3 比較分析

原文の途中が作品では省略され、地の文を挿入して、清瀬弁護人と通訳、会場が一体となった熱気の下にあったとの説明が加えられている。

2.14 1941年11月26日にあったアメリカからの通告による開戦の決定

2.14.1 「冒頭陳述」

十一月二十六日米よりの通告

日本の平和への願望、日本の真摯なる努力はついに実を結びませぬ。一九四一年十一月二十六日のアメリカの通告は、以上の自衛権構成事実のただの一つをもこれを除くことの不可能であること明白疑いなきものといたしました。ここにおいて日本の政府は部内の各機関の意見及び観察を徴し、最大の注意を払い、ついに自衛権の行使をなすのほかなきに立ちいたったのであります。(287頁)

2.14.2 『二つの祖国』

日本の平和への願望、日本の真摯なる努力はついに実を結ばず、一九四一年十一月二十六日のアメリカの通告は、日本の自衛権構成の事実のただ一つも除くことを不可能にしました、ことここに至って、ついに自衛権の行使をなすのほかなきに至りました、(83-84頁)

2.14.3 比較分析

「不可能であること明白疑いなきものといたしました」が「不可能にしました」、「ここにおいて日本の政府は部内の各機関の意見及び観察を徴し、最大限の注意を払い」が「ことここに至って」といづれも簡潔で分かりやすい表現に改められている。

2.15 1941年12月1日の決定

2.15.1 「冒頭陳述」

十二月一日の決定

それは十二月一日でありました。ただし開戦の現実の期日を決定した後でも、軍令には最後の瞬間までこの急迫事情の一つにても取り除かれ、アメリカとの関係妥結が成立すれば、すべて従前の指令を撤回するの条件が付してあります。この場合には連合艦隊は近海に帰り戻って来るのであります。検察官はわが国の開戦意思の通告に欠くところがあるため、犯罪を構成するという意見を立てておられます。弁護人はこの点につき次の事実を主張し、かつ立証するであります。(287-288頁)

2.15.2 『二つの祖国』

それは十二月一日でありました、ただし、開戦の期日を決定した後でも、軍令には、最後の瞬間までこの急迫事情の一つにても取り除かれ、アメリカとの関係妥結が成立すれば、すべて従前の指令を撤回する条件を付してあります、

この場合には連合艦隊は近海に戻って来るのであります。

検察官は、わが国の開戦意志の通告に欠くところがあるため犯罪を構成すると指弾しておられますが、弁護人はこの点につき次の事情を主張し、かつ立証いたします。

(84頁)

2.15.3 比較分析

原文の「ちょうどその時アメリカは」以下が作品中では省略されるが、「しかしながら、日本はこの時においても」から後は、再びそのまま引用されている。

2.16 対米覚え書き交付の経緯

2.16.1 「冒頭陳述」

対米覚え書き交付の経緯

まずわが国の通知書の交付の時間並びにその経緯について次のことを証明いたします。一九四一年十二月六日（ワシントン時間）には東京外務省はワシントンの日本大使に対し、英文の対米覚え書きを決定した旨通告いたしました。そしてこれをアメリカ側に提示する時期については別に電報するであろうが、電報到着のうえは何時にてもアメリカ側に交付しようとする文書の整理その他万端の整備をなしおくようにこの電報は命じておるのであります。これらの電報はすべてアメリカ側に傍受せられておるのであります。右通告文は十四部に分かれておりますが、その内、十三部は六日夜にワシントン大使館に到着しております。アメリカ側はこれをも傍受し、六日午後九時半ごろに大統領はこれを読んでおります。最後の第十四部もまた十二月七日にアメリカ側で傍受しております。この部分の到着と前後して、重要な通告交付の時間を指定した電報が大使館に到着しております。その時間は同日午後一時であります。

そこで野村大使は右交付のために、國務長官コーデル・ハル氏に午後一時に面会するの約束をしたのであります。この約束通りに、この通告が一九四一年十二月七日午後一時に交付されておりましたならば、この交付はワシントン時間に換算して午後一時二十五分に始まった真珠湾その他の攻撃よりも前になるのであります。

しかし大使館における電報の解読と印字に時間をとりまして、検事立証のごとくに実際は野村大使は二時に国防省に到着したのであります。二時二十分に通告書を交付したのであります。野村大使が国防省到着後、直ちに通知書を交付し得たならば、真珠湾攻撃後三十五分となります。二十分待たされたがため、これが五十五分の遅延を生じました。

(288-289頁)

2.16.2 『二つの祖国』

まず一九四一年十二月六日（ワシントン時間）に、東京外務省はワシントンの日本大使に対し、英文の対米覚え書きを決定した旨を通告しました、そしてアメリカ側に提示する時期については別に電報するであろうが、電報到着の上はいつにてもアメリカ側に交付し得るよう、文書の整理、その他万端の整備をなしおくようにと命じております、そ

これらの電報はすべてアメリカ側に傍受されております、右通告文は十四部に分れており、内十三部は六日夜、ワシントン大使館に到着しており、アメリカ側はこれをも傍受し、六日午後九時半ごろには大統領はこれを読んでおります、最後の十四部もまた十二月七日にアメリカ側で傍受しております、この部分の到着と前後して右重要な通告交付の時間を指定した電報が大使館に到着し、その時間は同日午後一時となっております。

そこで野村大使は右交付のため國務長官コーデル・ハル氏に午後一時に面会する約束をいたしました、約束通りこの通告が一九四一年十二月七日午後一時に交付されていたならば、ワシントン時間に換算して午後一時二十五分に始まった真珠湾、その他の攻撃の前に間に合ったのであります。しかし大使館における電報の解読と印字に時間をとったため、検察側立証の如く、野村大使は午後二時に國務省に到着し、二十分待たされて、二時二十分に通告文を交付したのであります、これがため宣戦の通告が、五十五分の遅延となったのであります。

(84頁)

2.16.3 比較分析

2つの形式段落が強調傍点の付し方も含めて、ほぼそのまま踏襲されている。

2.17 真珠湾攻撃が不意打ちでなかった証拠

2.17.1 「冒頭陳述」

真珠湾は不意打ちにあらざる証拠

なお真珠湾攻撃が不意打ちでなかったことについて、貴裁判所の御判断の資料として役立つであろう次の事実を証明します。アメリカ國務省の当局は一九四一年十一月二十日付けをもって日本がアメリカ政府に交付しました通告を最後のものとみなしております。二十六日以降は全事件を軍当局の手にゆだねた。すなわち一九四一年十一月二十七日朝、國務省の最高当局は日本との関係事項は陸海軍の手中にあると述べております。そして同日に海軍作戦部長及び陸軍参謀総長は、ハワイ地区の軍隊に対して——戦争警告ウォー・ウォーニングを送っております。

(289頁)

2.17.2 『二つの祖国』

なお真珠湾攻撃が不意打ちでなかったことについては、次の事実を証明します、アメリカ國務省当局は一九四一年十一月二十日付けをもって、日本がアメリカ政府に交付した覚書を最終的なものとみなし、十一月二十六日以降はすべての事項を軍当局の手に委ねております、即ち一九四一年十一月二十七日朝、國務省の最高当局は、日本との関係事項は陸海軍の手中にあると述べております、そして同日に海軍作戦部長及び陸軍参謀総長は、ハワイ地区の軍隊に対して、戦争警告、ウォー・ウォーニングを送っております」

対米通告時間のずれの問題を説き、パール・ハーバーは不意打ちに非ずと衝く。清瀬弁護人の声が大天井に響き、法廷も傍聴席も熱気を帯びた。

(85頁)

2.17.3 比較分析

この箇所も微細な字句の変更のみで、大まかに言えばそのまま作品中に踏襲されていると判断できる。

2.18 ハワイ地区司令部の対応

2.18.1 「冒頭陳述」

アメリカ陸軍省、海軍省は共に外交関係断絶の近きにあることを示す通信を入手し、推測により攻撃の急迫しておることは予知し得ておるのであります。ハワイ地区司令部は日本をして最初の公然たる攻撃をさせるように導くべしということは、その防禦を危険ならしむる行動を制限するという意味ではないとの訓令を受け取っております。また同司令部は日本の攻撃前に偵察を実行すべしとの指令も受け取っております。そこで十二月七日午前六時三十三分より六時五十五分までの間（これはハワイ時間）アメリカ海軍がハワイ近海において日本の小型潜航艇を撃沈したのは怪しむに足りませぬ。明瞭であります。われわれは十二月七日の午前七時五十五分（ハワイ時間）における真珠湾攻撃がサード・アタックではなかったことを証明するため、小型潜水艦撃沈の事実を引用するのであります。

(289-290頁)

2.18.2 『二つの祖国』

「ハワイ地区司令部は、日本をして最初の公然たる攻撃をさせるように導くべし、との訓令を受け取っております、それ故にハワイ時間の十二月七日午前六時三十三分から六時五十五分までの間に、アメリカ海軍が、ハワイ近海において日本の小型潜航艇を撃沈していることも怪しむに足りない事実なのであります、われわれは十二月七日午前七時五十五分（ハワイ時間）における真珠湾攻撃がサード・アタックではなかったことを証明するために、小型潜航艇撃沈の事実を引用するのであります。(85頁)

2.18.3 比較分析

「その防禦を危険ならしむる行動を制限するという意味ではない」との箇所が作品中では省略されているが、その他は概ね作品中に引用されている様子が分かる。

2.19 自衛戦という選択

2.19.1 「冒頭陳述」

対米通告はハーグ条約第三にあたる

検事はさらに右問題たる日本の通告文は、ハーグ条約第三に規定せられた理由を付した開戦宣言に該当せざるものなりと論じております。およそ文書の解釈は単にその字句だけではなく、これが作成せられた時の状態を注意深く秤量したうえでなされねばなりません。またかくのごとき文書は常に用語や章句のみでなく、これを全体として解釈すべきであります。当時の空気より見れば、アメリカ当局のある者は前述のごとく、十一月二十六日以後においてはもはや問題は政府当局の手を離れて軍に移ったと言っておる。日本の外交文書はきわめて長文で二千六百語に及ん

でおりますが、これを一体と見ねばなりません。その内にはアメリカの態度を非難し、日本が軍事行動をとるのほか、方法がないことを明白にしております。すなわち日本がアメリカの態度を了解することは困難なりと述べた後に、右通告文は次のごとく記載しております。いわく

「世界の平和は現実に立脚しかつ相手方の立場に理解を保持した後、受諾しうべき方途を発見することにおいてのみ実現しうるものにして現実を無視し一国の独善的主張を相手国に強要するの態度は交渉の成立を促すゆえんのものにあらず。いわく「合衆国政府はその自己の主張と理念に魅惑せられ自ら戦争拡大を企図しつつありと言わざるべからず」。いわく「合衆国政府はその固執する主張において武力による国際関係処理を排撃しつつある一方イギリス政府その他と共に経済力による圧迫を加えつつあり。かかる圧迫は場合によっては武力圧迫以上の非人道的行為にして国際関係処理の手段として排撃せらるべきものである」。いわく「合衆国政府が帝国に対し要望する所は（中略）いづれも支那の現実を無視し、東亜の安定勢力たる帝国の地位を覆滅せんとするものである。アメリカ政府のこの要求は前記援蔣行為停止の拒否と共に、合衆国政府が日支間に平和状態の復帰及び東亜平和の回復を阻害するの意思あるものなることを立証するのである」。

これを要するに、通告の上記部分は、日本はさらに交渉を続けるの希望を失い、真に自衛のため最後の手段をとるのやむなきように追い詰められたことを明白にするのであります。(290-291頁)

2.19.2 『二つの祖国』

検察官はさらに右通告文はハーグ条約第三に規定されている、理由を付した開戦宣言に該当せざるものなりと論じていますが、右日本の外交文書は極めて長文で二千六百語に及び、その中で、日本は交渉を続ける希望を失い、自衛のため最後の手段をとるのやむなきに至ったことを明らかにしております」

休憩を挟んで三時間に及ぶ清瀬弁護人の弁論はいささかも淀まず、老骨にむちを打っての聲は終りに近づくにつれ、最高潮に達した。それは、開廷以来九ヶ月にわたる検察側の苛烈な論告に対する敗戦日本全体の抗弁でもあった。(85-86頁)

2.19.3 比較分析

対米通告がハーグ条約第三にあたるとの解釈が結論のみまとめる形で一文化されている。

2.20 結語

2.20.1 「冒頭陳述」

結語

裁判長閣下並びに裁判官各位

私はここに私が被告のためになした長き陳述に対し、公正にお聴き取りを賜りました御寛大と御忍耐に対し深き感謝の意を表します。

われわれは今後多数の証拠を提出いたします。

われわれはこれは貴裁判所の信用と御考慮を賜わるべきものと確信しております。

われわれがここに求めんとする真理は、一方の当事者が全然正しく、他方が絶対不正であるということではありませぬ。人間的意味における真理は往々人間の弱点に包まれるものであります。われわれは困難ではありますが、しかし、公正に、近代戦争を生起しました一層深き原因を探求せねばなりません。平和への道は現代の世界に潜在する害悪を根絶するにあります。近代戦悲劇の原因は人種的偏見によるのであろうか、資源の不平等分配により来るのであろうか、関係政府の単なる誤解に出ずるのか、裕福なる人民、または不幸なる民族の強欲、または貪婪にあるのであろうか、これこそ人道のために究明せられねばなりません。

起訴状によって示されたる期間中の戦争ないし事変の真実にして奥深き原因を発見することにより、被告の有罪無罪が公正に決定せらるるのであります。これと同時に現在、または将来の世代のために恒久平和への方向と努力の方途を指示するでありましょう。

終わりであります。(292頁)

2.20.2 『二つの祖国』

「裁判長閣下ならびに裁判官各位！」

清瀬弁護人は、正面に向って、一際高く、呼びかけた。

「われわれがここに求めんとする真理は、一方の当事者が全く正しく、他方は絶対不正であるということではありませぬ……われわれは困難ではありますが、近代戦争を生起せしめた一層深き原因を公正に探求せねばなりません、近代戦争の悲劇の原因は、人種的偏見によるものであるか、資源の不平等分配によるものであるか、関係政府の単なる誤解に出ずるのか、裕福なる人民、または不幸なる民族の強欲乃至貪婪にあるのか、これこそ人道のために究明されなければなりません——」

肺腑を扶るような言葉で、最後を締め括った。

固唾を呑んでいた法廷に、ふっと生気が漂った。ブースの中にいる賢治は、緊張が解けず、ウェップ裁判長が閉廷を宣しても、暫し席をたてなかった。(86頁)

2.20.3 比較分析

途中（……）と末尾（——）の省略があるものの、作品中の記述は概ね原文からの引用で占められている。

3. 考察

以上を総括すると、相当程度の省略がありはするものの、『二つの祖国』の本文として登場する清瀬一郎弁護人の冒頭陳述は、『秘録・東京裁判』に掲載された正文をほぼ踏襲する形で引用されていることが分かる。

冒頭陳述については連載一回分にて引用を完結させる必要があったためか、かなりの省略もある。けれども、以上のように対照させれば、引用されている箇所については細

かな字句の変更、項目を箇条書きに略しての引用などの方法が採用されていて、全体的にみて山崎による脚色は特にない。

地の文では、清瀬の発言に付随する周囲の反応が天羽賢治の視点を中心に述べられてはいるが、それも短く添えるような形での書き込みがあるのみであり、全体的には冒頭陳述引用箇所であると位置付けてよい。

引用であるならば、一字一句に至るまで完全に同じ形で引かなければならないという立場もあろう。けれども、微変更はある。文語体的な箇所が口語体的に改められていたり、文と文を一気に続けたりという操作である。このようなことは、よく観察されるため、歴史的事実を重視する立場からは、無作為に正文をいじるべきではないとの批判も生じるとみられる。

『二つの祖国』初出時には、清瀬一郎は既に鬼籍に入っている。よって、このような引用のされ方をすることに対して、言葉を発することはない。そのことも計算に入れた上で、盗用との非難はないとの確信が山崎にはあり、大胆な引用がなされたと解釈できる。歴史的真実は曲がりなりにも再現されたとすべきだが、単に清瀬の冒頭陳述を作品上に貼り付けただけとの厳しい批判は受けなければなるまい。

付記

本文の引用は、以下の参考文献によった。各引用末尾に付した頁数はいずれも同書内におけるものである。

参考文献

- 1) 清瀬一郎『秘録・東京裁判』読売新聞社 1967年3月
- 2) 山崎豊子『山崎豊子全集 第18巻 二つの祖国(三)』新潮社 2005年6月